

セントクリストファー・ネービス入国に際する検疫措置等の実施（更新）

3月9日、セントクリストファー・ネービス政府は、同国入国時における新型コロナウイルス対策に係る措置を以下のとおり更新しました。

- 1 中国、イタリア、香港、シンガポール、韓国、日本を出発してから14日以内の者に対し、セントクリストファー・ネービスへの渡航の自粛を要請する。
- 2 上記1の者が入国する場合は、海空港においてスクリーニングが実施され、保健師による監視、又は、自宅、もしくは、危険性の評価に基づき指定施設において検疫措置を実施する。
- 3 同国政府は、上記1の者（同国国籍者と住民を除く）に対し、入国拒否権を有する。

在留邦人及び同国訪問予定の皆様におかれては、引き続き最新情報の入手に努めると共に、日頃から手洗い等を励行して、感染防止に努めてください。

参考：新型コロナウイルス感染症対策本部（第18回）資料

https://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel_coronavirus/th_siryou/sidai_r020307.pdf

参考：日本からの渡航者・日本人に対する各国・地域の入国制限措置及び入国・入域後の行動制限

https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdfhistory_world.html

参考：外務省海外安全 HP

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

【問い合わせ先】 在トリニダード・トバゴ日本国大使館

電話：（国番号 1-868）628-5991

住所：5 Hayes Street, St. Clair, Port of Spain, Trinidad and Tobago

ホームページ：<http://www.tt.emb-japan.go.jp/houjin-page.htm>

E-mail：ryouji@po.mofa.go.jp

当館は、セントクリストファー・ネービス、アンティグア・バーブーダ、ドミニカ国、セントルシア、セントビンセント、グレナダ、ガイアナ及びスリナムを兼轄しています。